

日本機械学会ダンピング研究会規約

【設置】

第1条 日本機械学会（以下「学会」という）の定めるところにより、ダンピング研究会（以下「研究会」という）を設置する。

【目的】

第2条 研究会は、機械工学分野におけるダンピング現象を研究することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ダンピングに関する研究の発展及び紹介
- (2) 関連する研究団体との連絡および提携
- (3) その他前項の目的を達成するために、研究会が必要と認めた事業

【組織および会員】

第3条 研究会は、上の目的に賛同し、所定の手続きをした、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 個人会員
- (2) 企業会員

ただし、本研究会に貢献した65歳以上の個人会員をシニア個人会員と定め、永年会員資格を有し会費を免除とする。

【役員】

第4条 研究会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 主査1名
 - (2) 幹事1名
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員に欠員を生じた場合は交替者を選出し、その任期は前任者の残存期間とする。

【役員職務】

第5条 主査は研究会の事業を総括し、研究会を代表する。

- 2 幹事は、支部長を補佐し、研究会の事業の執行および会計を行う。
- 3 支部長に事故あるときは、幹事はその職務を代行する。

【会計】

第6条 研究会の経費は、学会運営補助金、会費その他の収入をもって当てる。

- 2 会員は、次の各号に定める研究会会費を納入するものとする。
 - (1) 個人会員 年額3,000円
 - (2) 企業会員 年額5,000円
- 3 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事務局】

第7条 研究会の事務局は、役員がその設置場所を定める。

【その他】

第8条 この規約の運営に必要な細則は、別に役員が定める。

- 2 この規約の改廃は、会員投票を必要とする。

『付則』

この規約は、2013年11月29日より実施する。

この研究会の事務局を、明治大学理工学部機械情報工学科内（神奈川県川崎市多摩区東三田1-1-1）に置く。